

【議 題 3】 報告事項

福島支部事業実施状況(令和6年12月～令和7年3月)

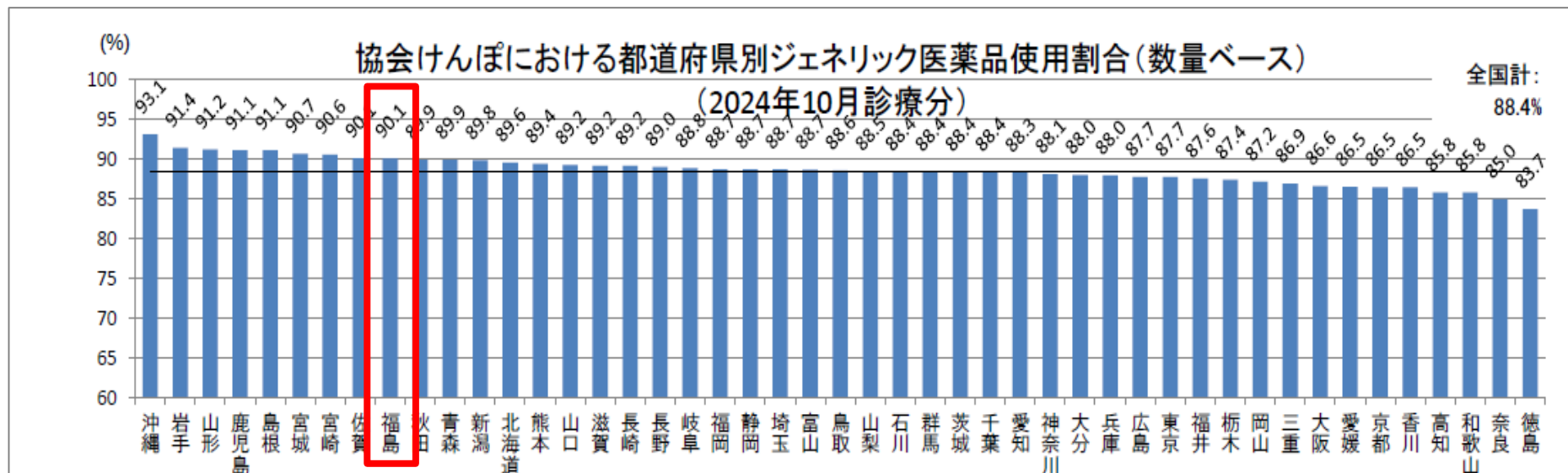
1. ジェネリック(後発)医薬品の使用割合が過去最高を更新
2. 福島産業保健総合支援センターと福島県民の健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定を締結
3. 東日本大震災に係る全国健康保険協会の令和7年3月1日以降の対応について
4. 健康経営優良法人2025 福島支部加入事業所の認定取得状況について



1. ジェネリック(後発)医薬品の使用割合が過去最高を更新

プレスリリース(R7.3.6)

令和6年10月診療分のジェネリック医薬品使用割合(※数量ベース)が、協会けんぽ福島支部として過去最高値となる90.1%となりました。



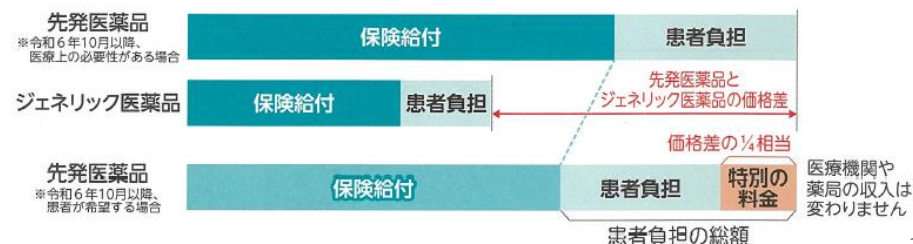
【使用割合の引き上げにつながった一因について】

令和6年10月から「後発医薬品のある(ジェネリック医薬品)のある一部の先発医薬品(長期収載品)を希望した場合、通常の自己負担分とは別に選定療養として「特別の料金」がかかる仕組みが導入されました。



特別の料金とは

流通の問題などにより医療機関や薬局に在庫がない場合や、先発医薬品を使用する医療上の必要性がある場合を除き、ご本人が先発医薬品を希望した場合には、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当(課税対象)が自己負担に上乗せされます。

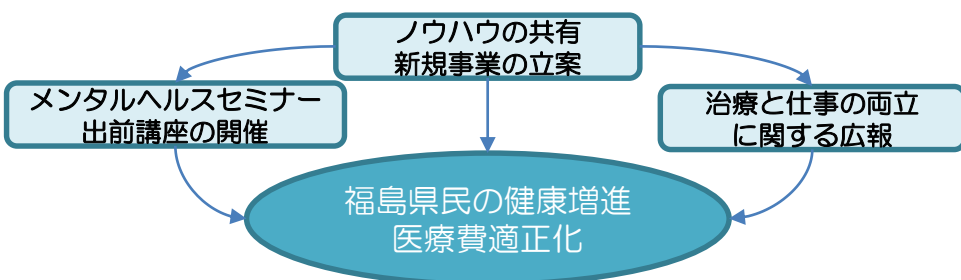
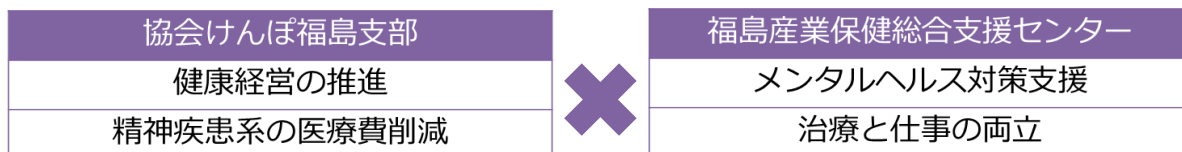


2. 福島産業保健総合支援センターと福島県民の健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定を締結

プレスリリース(R7.3.6)

協会けんぽは、「第6期(R6～R8)保険者機能強化アクションプラン」において、メンタルヘルス対策について、産業保健における取組と連携しつつ積極的に推進する」ことを示しています。

これまで、協会けんぽ福島支部と福島産業保健総合支援センターは、「健康事業所宣言」事業所を対象とした出前講座やメンタルヘルスセミナーの開催などの事業において協力してまいりましたが、令和7年3月17日(月)に福島県民の健康づくりの推進に向けた包括的事業に関する協定を締結いたしました。



福島産業保健総合支援センター
中野 所長

3. 東日本大震災に係る全国健康保険協会の令和7年3月1日以降の対応について

福島第一原発の事故に伴う警戒区域等の被災者にかかる、令和7年3月1日以降の医療機関における窓口での一部負担金の免除措置につきましては、次の区分に応じて取り扱うこととなりました。

一部負担金免除措置については、令和7年度より避難指示解除地域ごとに段階的に終了する予定となっています。

対象区分	有効期限
平成26年までに旧緊急時避難準備区域等の指定が解除された区域の上位所得層(※)に該当しない方	令和7年3月31日
現に帰還困難区域に指定されている区域の方	令和8年2月28日
次の区域の方であって上位所得層(※)に該当しない方 ・旧緊急時避難準備区域の方 ・特定避難勧奨地点の指定を受けていた方 ・旧帰還困難区域の方 ・旧居住制限区域の方 ・旧避難指示解除準備区域の方 ・旧特定復興再生拠点区域の方	

※上位所得者・・・事業主から受ける毎月の給料などの報酬が53万円以上の被保険者

【参考】復興庁 原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置の見直しについて



記者発表資料
令和4年4月8日
復興庁
厚生労働省

原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置の見直しについて

原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）において、「被保険者間の公平性の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、漸次緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」とされておりました。

見直しの内容について、関係自治体の御意見を踏まえ、本日、別紙のとおり決定しましたので、公表します。

【見直しの主な内容】

- 被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で特例措置を終了する。
- 避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、対象地域を4グループに分けて実行時期をずらす。
- 急激な負担増とならないよう漸次緩和措置を講じる観点から、複数年かけて段階的に見直す。

見直しの内容									
	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
【平成26年までに解除された地域】 広野、楢葉（一部）、川内（一部）、南相馬（一部）、田村	保険料	周知期間	1/2	×	特例終了				
	窓口		○	○					
【平成27年に解除された地域】 楢葉（残り全域）	保険料		○	1/2	×	特例終了			
	窓口		○	○	○				
【平成28年に解除された地域】 葛尾（一部）、川内（残り全域）、南相馬（一部）	保険料		○	○	1/2	×	特例終了		
	窓口		○	○	○	○			
【平成29年に解除された地域】 飯館（一部）、浪江（一部）、川俣、富岡（一部）	保険料		○	○	○	1/2	×	特例終了	
	窓口		○	○	○	○	○		

※協会けんぽでは保険料免除の取り扱いはありません

○：全額免除
1/2：1/2免除
×：免除終了

4. 健康経営優良法人2025 福島支部加入事業所の認定取得状況について

令和7年3月10日(月)に、経済産業省から「健康経営優良法人2025」が公表されました。

認定を取得した福島支部加入の事業所は、次のとおりです。

年度	認定事業所数(大規模+中小規模)
2017	5
2018	13
2019	51
2020	93
2021	181
2022	249
2023	239
2024	270
2025	278

大規模法人部門

	1 福島トヨタ自動車(株)	小売業
	2 福島日産自動車(株)	小売業
	3 (株)顯幸	小売業
	4 (株)保志	その他製品
	5 (株)エフコム	情報・通信業
	6 福島コンピューターシステム(株)	情報・通信業
	7 福島日野自動車(株)	小売業
	8 (株)福島マツダ	小売業
	9 (株)イワキ	卸売業
	10 (株)日本海水	その他製品

「ホワイト500」の認定取得事業所はなし

中小規模法人部門

ブライト500

	1 大槻電設工業(株)	建設業
	2 (株)福島製作所	製造業
	3 有限会社ワシオ商会	卸売業
	4 (株)菅澤建設	建設業
	5 (株)利根川組	建設業
	6 東陽電気工事(株)	建設業
	7 南双サービス(株)	サービス業(他に分類されないもの)

ネクストブライト1000

	1 (株)協和地質	専門・技術サービス業
	2 (株)リンパイ	卸売業
	3 会津土建(株)	建設業
	4 コジマ建設工業(株)	建設業
	5 (株)有明	卸売業
	6 (株)エヌジェイアイ	卸売業
	7 (株)山元工業所	建設業
	8 (株)アメ商百貨店	小売業
	9 (株)桑原コンクリート工業	製造業
	10 (株)プロフィット	建設業

	251社
---	------